

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年六月六日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西上 和成	大阪府南河内郡太子町	橿原市鳥屋町四二八番、四五九番、四六〇番、四六一番、四六二番及び五三七番五

二 認可年月日

令和七年五月二十九日